

川田工業株式会社 システム建築

「K B S」 会 規 約
(Kawada Building Systems)

令和 8 年 7 月

川田工業株式会社 建築事業部

川田工業株式会社 システム建築「KBS」会規約

第1条 (名称)

本会は川田工業株式会社（以下当社といいます）のシステム建築「KBS」（Kawada Building Systems）の施工を行う施工店、施工協力店及び協力設計事務所等を会員として構成し川田工業株式会社 システム建築「KBS」会とし略称「KBS」会と称す。

第2条 (目的)

本会は「KBS」の振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事務局)

本会は、その事務局を川田工業株式会社建築事業部内に置く。

第4条 (会員資格)

- 1) 会員とは本会の主旨に賛同し、当社に「KBS」会の入会申し込みがなされ、当社が入会を承認した会社をいう。
- 2) 会員が全国に複数の支店（営業所を含む 以下支店と言う）を持つ場合、支店単位で一会員とする。ただし、同一県内に複数の支店を有する場合は県を単位として一会員とする。

第5条 (会員の条件)

当社以外の会員は当社が実施するシステム建築の研修を受けた施工管理技術者、または作業指揮者を登録しなければならない。

第6条 (会の構成)

本会は下記の会員により構成する。

- 1) 川田工業株式会社 建築事業部が指名する社員
- 2) 施工店会員 KBS 施工管理技術者を有する会社
- 3) 施工協力店会員 KBS 作業指揮者を有する会社
- 4) 賛助会員 協力設計事務所等KBSの振興に必要と認められた会社

第7条 (退会)

会員が不正な行為または、本会の名誉を毀損する行為、もしくは会員の義務を怠った場合は役員会の決議により退会処分をすることができる。 また、会員の自主退会は、これを妨げない。

第8条 (会員の特典)

当社のシステム建築の協力業者の選定、指名に対しては、地域を考慮した上で、特にやむを得ない場合の外、優先的に会員の施工店、施工協力店、協力設計事務所等を選定指名するものとする。

第9条 (役員)

- 1) 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事(顧問、相談役)	若干名
監事	3名
事務局長	1名
- 2) 役員は総会において会員から選任する。
- 3) 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第10条 (総会)

- 1) 総会は全ての会員をもって構成する。
- 2) 定時総会は原則として毎年1回、6月に開催する。
- 3) 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 4) 総会の議長は、会長または会長の指名する者がこれにあたる。
- 5) 定時総会では下記の事項を決議する。
 - ① 役員の選出
 - ② 事業報告、事業計画の承認
 - ③ 会計決算、予算の承認
 - ④ 規約の変更

- 6) 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席会員の過半数をもって決める。

第11条 (役員会)

- 1) 役員は役員会を構成して、本会運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 2) 役員会は必要の都度開催する。
- 3) 諸事情により、定時総会を開催しない年は役員会が第10条5)の事項を決議する。

第12条 (事務局の運営)

事務局の運営は次のとおりとする。

- 1) 事務局は会長の命を受け、会の運営を円滑に推進するために必要な日常業務を処理する。
- 2) 事務局の運営に事務局長及びその補佐を置くことができ、第13条に定める部会を主宰する。

第13条 (部会)

本会は目的達成のため次の部会を置く。

- 1) 総務部会
システム建築に関する広報、表彰、その他。
- 2) 技術部会
システム建築の設計に関する調査、研究、技術講習。
- 3) 施工部会
システム建築の施工に関する技術講習。
- 4) 安全部会
会員の労災防止のための活動、広報。

第14条 (運営会費)

- 1) 本会は年会費、助成金、臨時会費、寄付金、協賛費等をもって運営する。
- 2) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3) 会計決算は監事の監査を経て、総会に提出しその承認を得る。
- 4) 会費は以下のとおりとする。

	施工店	施工協力店	賛助会員	非会員
年会費	20,000円	10,000円	5,000円	—
協賛費	請負額の 1.25/1000			

- 5) 年会費の支払いは加入会員毎に指定日までに指定された銀行口座に振り込まなければならない。
なお、川田工業株式会社建築事業部が運営する「建友会」所属のKBS会会員の年会費は免除とする。
入会時 年会費を入会承認後の指定日
次年度以降 年会費を定時総会終了後の指定日
- 6) 既納の会費は一切返還しない。
- 7) 助成金とは川田工業株式会社が拠出する会費を云い、前年度の年会費の総額の半額とする。
- 8) 「KBS」会の振興と技術の向上を図るために、協賛費を設定する。
- 9) 協賛費の徴収対象工事は、川田工業株式会社からの発注工事および川田工業株式会社とKBS会会員とのJV工事とする。
- 10) 協賛費の支払いについて、川田工業株式会社からの発注工事は工事請負代金支払いの都度天引きとし、川田工業株式会社とのJV工事は、事業主からの第一回入金確認後、KBS会事務局からKBS会会員へ請求し、会がこれを保管する。

第15条 (禁止事項)

会員は、本会に対する義務および本会から受ける権利を他の第三者に譲渡することはできない。

第16条 (顧問および相談役)

本会は役員会に諮って顧問および相談役を置くことができる。顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、総会並びに役員会に出席して発言することができる。

第17条 (災害見舞金)

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合は協議の上、災害見舞金を出す。

付則

1. 本会の改廃は総会の議決を経なければならない。
2. この規約は平成9年6月11日から発効する。
3. この規約は平成13年6月1日より改正実施する。
4. この規約は平成15年1月31日より改正実施する。
5. この規約は平成20年6月21日より改正実施する。
6. この規約は平成28年7月7日より改正実施する。
7. この規約は平成29年6月30日より改正実施する。
8. この規約は平成30年6月29日より改正実施する。
9. この規約は令和8年7月9日より改正実施する。

以上